

## 第4章 事業量と確保策

### 第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

当別町には現在、中学校が2校、小学校が2校、認定こども園が2園あります。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、一方で弾力的な運用が難しいものとなります。当別町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

#### 当別町の教育・保育施設

中学校	当別中学校
	西当別中学校
小学校	当別小学校
	西当別小学校
認定こども園	認定こども園当別夢の国幼稚園
	認定こども園おとぎのくに



## 第2節 子どもの人口の見通し

平成31年4月1日現在の住民基本台帳に基づく本町の児童人口（0～11歳）は940人で、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、令和2年には912人に、令和6年には768人になり、5年間で144人程度の減少が見込まれます。

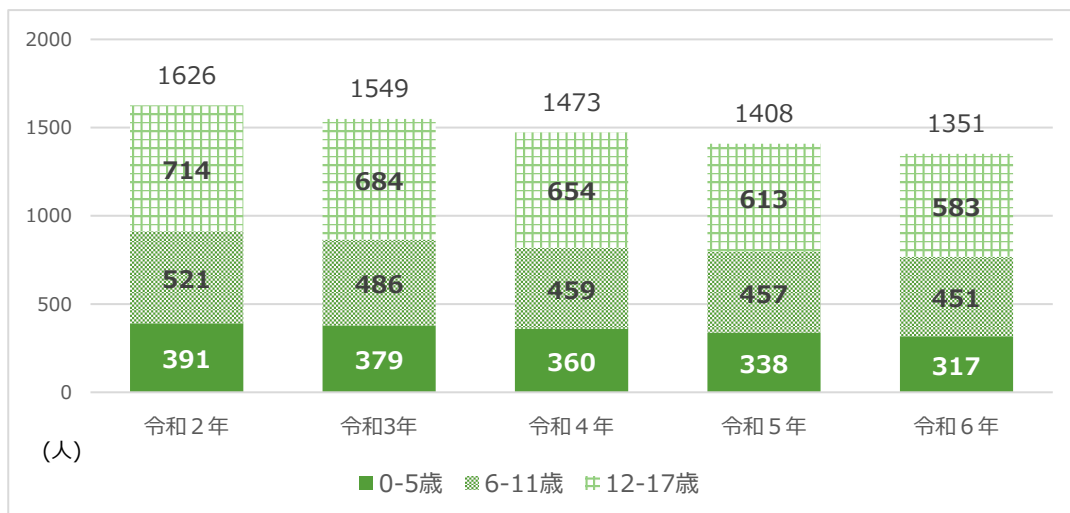
また、0～18歳の児童人口で見ると、275人程度の減少が見込まれます。

※令和5～6年について、令和4年7月に見直し

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	50	48	46	52	50
1歳	55	53	51	60	59
2歳	65	58	56	67	67
3歳	72	68	60	50	72
4歳	76	76	72	81	53
5歳	73	76	75	66	82
0-5歳合計	391	379	360	376	383
6歳	66	76	79	78	71
7歳	73	66	76	81	77
8歳	80	73	66	81	82
9歳	81	81	74	71	85
10歳	108	82	82	82	72
11歳	113	108	82	87	81
6-11歳合計	521	486	459	480	468
0-11歳合計	912	865	819	856	851
12歳	92	112	107	85	89
13歳	116	91	111	107	85
14歳	111	117	92	116	106
15歳	121	110	116	94	115
16歳	135	120	109	118	94
17歳	139	134	119	112	118
総計	1626	1549	1473	1488	1458

資料：平成27年～平成31年の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。



### 第3節 幼児期の教育・保育の見込量及び確保策

#### 1 見込量

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、令和元年5月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、地域の当別町の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込量としています。

[量の見込みを算出する項目]

	対象事業	対象児童年齢等
1	1号認定：幼稚園、認定こども園 ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	2号認定：保育所（園）、認定こども園 ＜就労時間短家庭など、保育短時間利用が想定される家庭＞	3～5歳
	2号認定：保育所（園）、認定こども園 ＜フルタイムの共働き家庭など、11時間以内の保育が必要な家庭＞	3～5歳
3	3号認定：保育所（園）、認定こども園	0歳、1・2歳
4	利用者支援事業	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
6	妊婦健診事業	妊婦、胎児
7	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
8	養育支援事業	0歳～18歳
9	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）	0～18歳
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
12	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳
13	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
14	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生

## 2 教育・保育施設の現状

### ①運営状況

当別町には、認定こども園が2園あります。

運営内容は、以下の通りです。

名称	定員	事業者	開園時間
認定こども園 当別夢の国幼稚園	保育:100人 幼稚園:125人	社会福祉法人 高陽福祉会	保育園部:7:30~18:30 (延長保育:18:30~19:30) 幼稚園部:8:30~14:45
認定こども園おとぎのくに	保育:117人 幼稚園:30人	社会福祉法人 高陽福祉会	保育園部:7:30~18:30 (延長保育:18:30~19:30) 幼稚園部:8:30~14:45

### ②利用状況

平成27年度～平成31年度の教育・保育施設の利用者数については、以下の通りです。

平成27年度以降、年によって増減のばらつきはあるものの、横ばい傾向となっています。定員に対する利用割合は平均で約75%になっています。

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
認定こども園 当別夢の国幼稚園	—	169	173	180	170
夢の国幼稚園	115	—	—	—	—
夢の国保育園	81	—	—	—	—
認定こども園 おとぎのくに	—	—	—	—	105
ふとみ保育所	90	72	75	79	—
合計	286	241	248	259	275

単位:人 ※実績は各年4月1日

### 3 量の見込み（教育・保育施設）

町内に居住する子どもの教育・保育施設の利用者数の見込量は、以下のとおりです。

#### ■教育・保育の量の見込みと提供量（4月1日時点）

※赤字箇所について、令和4年7月に見直し

※青字箇所について、令和5年2月に見直し

	推 計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①1号認定子ども（3歳以上保育の必要性なし）	106	105	101	129	136
②2号認定子ども （3～5歳、幼稚園利用希望者）	9	9	8	2	2
幼稚園利用希望（①+②）A	115	114	109	131	138
提供量 B	155	155	155	165	180
過不足（A－B）	40	41	46	34	42
③2号認定子ども （3～5歳、保育所等利用希望者）	93	92	87	91	95
④3号認定子ども（0歳）	5	4	4	20	20
⑤3号認定子ども（1，2歳）	59	54	52	74	74
保育利用（③+④+⑤）A	157	150	143	185	189
提供量 B	217	217	217	228	263
過不足（A－B）	60	67	74	43	74

単位：人

### 4 提供体制と確保の内容、幼児教育・保育の質の向上について

計画期間を通し、教育・保育施設の利用率は微増傾向となっている一方、町全体の就学前児童数の見込みが微減傾向にあることから、全体として教育・保育施設利用児童は今後微減が続くことが予想されます。

0歳児から2歳児までの保育需要が増加傾向にあることや保育に係るニーズが多様化してきていることに加え、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響など、見込み量が変化する要因もありますが、認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくにの2園の定員数によって提供量は充足しており、現行の量を確保しつつ、柔軟に対応していくこととします。

また、保育体制の安定を目指し保育教諭等の確保対策を推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上に資するよう「保育教諭等に対する研修機会の充実等による資質の向上」「認定こども園と小学校との円滑な接続の推進」「認定こども園に対する北海道と連携した指導監査」「より良い運営を目指した運営改善」などを実施し、「教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置」についても町内認定こども園と連携・協議をする中で検討していきます。なお、これまで実績はありませんが、今後、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児や家庭があった場合には、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

## 第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

### 1 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

現在、当別町においては、福祉部において子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型利用者支援事業を実施することで妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っています。また、子育て支援センターや子ども発達支援センターでも子育てや子どもの発達に係る相談などに対応しており、当該事業については、充足していると考えられるため、現行体制・機能を維持しつつ質の向上に努めていくこととします。

#### ①現状

母子保健型	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業実施数	0か所	1か所	1か所	1か所

#### ②量の見込みと確保方策

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児や未就学児童のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う事業です。

当別地区では当別町総合保健福祉センターゆとろ内、太美地区では認定こども園おとぎのくに内すみれルームの2箇所を拠点に事業を展開しており、乳幼児を中心とする児童と保護者の活動・交流の場として広く利用されています。

#### ①現状

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数の推移 (年間のべ利用)	4,469 人回	4,144 人回	5,855 人回	5,655 人回

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間のべ利用)	5,253 人回	4,913 人回	1,410 人回	2,350 人回	3,290 人回
②確保の内容	2カ所 5,253 人回	2カ所 4,913 人回	2カ所 4,728 人回	2カ所 4,542 人回	2カ所 4,295 人回

認定こども園（保育認定）などへ通所していない未就園の乳幼児及び保護者にとって、地域社会へ交流を持つための事業という意味で社会的な意義も大きいことから、利用促進のため、引き続き周知に努めます。また、相談業務の充実を図り、保護者の子育てへの不安や体力的・精神的な疲労感の緩和ができるよう、子育て支援センターと保健師が連携し、きめ細かな子育て相談対応や支援を実施していきます。

### 3 妊婦健診事業

妊婦健診については、すべての妊婦に対し、14回分の妊婦健診と6回分の超音波（エコー）検査費用助成を実施しています。引き続き妊婦健診費用等の助成を実施し、妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう努めます。

①現状

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数の推移	90 人	102 人	83 人	86 人

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年に7月見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	88 人	84 人	92 人	88 人	85 人
②確保の内容	88 人	84 人	92 人	88 人	85 人

※（見込み算出法）各年の推計0歳児数を参考とし算出。

### 4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師などが訪問し、母子の健康状況の確認、育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

引き続き、乳児のいる全ての家庭訪問を実施し、母子の健康推進と乳児の健やかな成長を支援していきます。

①現状

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数の推移	58 人	50 人	60 人	57 人

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	54人	51人	54人	52人	50人
②確保の内容	54人	51人	54人	52人	50人

※（見込み算出法）将来児童数（各年0歳児）より算出。

## 5 養育支援訪問等事業

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と認められる家庭に対して、専門的な訪問指導を継続的に実施する事業です。

当別町では、支援を必要とする家庭に対し、保健師と子育て支援センターなど関係機関が連携して適切な支援を実施しており、今後もきめ細やかな支援の充実を図っていきます。

また、要保護児童等に対する支援については、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議し、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うほか、児童虐待問題についての町民啓発を強化していきます。

①現状

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施人数の推移	3人	4人	5人	2人

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4人	4人	1人	1人	1人
②確保の内容	4人	4人	4人	4人	4人

※（見込み算出法）実績値、社会要因を総合して算出。

## 6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があり、ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の範囲で養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

①現状

当別町においては、令和3年度から実施しています。



## ②量の見込みと確保方策

※令和3年度から実施し、令和4～6年度について令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	2人日	1人日	1人日	1人日
②確保の内容	0人日	2カ所 4人日	2カ所 4人日	2カ所 4人日	2カ所 4人日

アンケート調査による推計では、量の見込みはありませんが、児童保護の側面もある事業であることから、関係機関・施設等と連携しながら、ファミリー・サポート・システムなどの他事業での対応を含め検討します。

## 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

### ①現状

当別町においては、「当別町ファミリー・サポート・システム」の事業名で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数の推移 (週当たり延べ利用)	7人日	5人日	2人日	4人日

### ②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (週当たり延べ利用)	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容 (週当たり延べ利用)	1カ所 10人日	1カ所 10人日	1カ所 10人日	1カ所 10人日	1カ所 10人日

未就学児童のニーズについては、一時預かり事業と一体となった提供を検討するため、本項目では就学児童についてのみの見込みと確保方策を記載します。

就学児童については、現行体制（ファミリー・サポート・システム）で充足しており、今後も現行体制を維持し対応していくものとします。



## 8 一時預かり事業

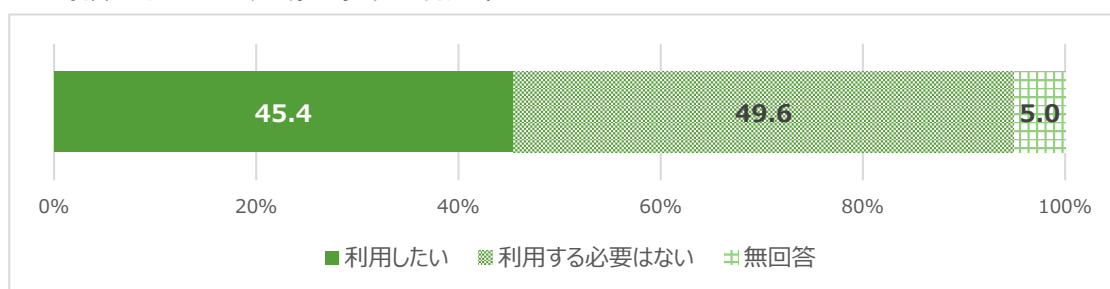
一時預かり事業は、乳幼児について、主に昼間に幼稚園その他の場所において、一時的に預かる事業です。

### ①現状

当別町においては、認定こども園在園児に対する「幼稚園型一時預かり事業」は認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくににおいて実施しております。

また、未通園児を対象とした「一般型一時預かり事業」は、認定こども園おとぎのくににおいて実施しております。アンケート調査結果では就学前児童保護者の45.4%が利用を希望しており、潜在的な需要もあるものと推察されることから、適切な事業量の評価が必要となります。

### ◆一時預かりなど不定期の事業の利用希望



資料: 当別町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書(令和元年7月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業【幼稚園型】	4,623 人日	3,986 人日	3,314 人日	3,795 人日
一時預かり事業【一般型】	543 人日	921 人日	1,251 人日	829 人日

### ②量の見込みと確保方策

認定こども園在園児対象の一時預かり（幼稚園型）については、現行体制で充足しており、今後もこの体制での提供を維持することとします。また未通園児を対象とした一時預かり（一般型）は、認定こども園おとぎのくにとファミリー・サポート・システムにより充足しており、今後も両サービスを臨機応変に提供できる体制を維持します。

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

幼稚園型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用)	3,932 人日	3,914 人日	9,823 人日	9,042 人日	9,501 人日
②確保の内容 (認定こども園2園)	2カ所 8,320 人日	2カ所 8,320 人日	2カ所 10,000 人日	2カ所 10,000 人日	2カ所 10,000 人日
一般型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用)	1,019 人日	988 人日	1,365 人日	1,372 人日	1,398 人日
②確保の内容 (認定こども園おとぎのくに、ファミリー・サポート・センター)	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日

## 9 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するための保育事業で、開所時間 11 時間を超える預かりへの対応がこれに該当します。

当別町においては、町内の認定こども園 2 園において 11 時間を超える預かりを行っており、現行体制の維持により必要量を確保することを基本としたうえで、必要に応じて子育て援助活動支援事業等も利用できる体制を確保します。

### ①現状

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数の推移 (実利用人数)	69 人	57 人	54 人	67 人

### ②量の見込みと確保方策

※令和 4～6 年度について、令和 4 年 7 月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実利用人数)	2カ所 83 人 (1,244 人日)	2カ所 81 人 (1,214 人日)	2カ所 52 人 (779 人日)	2カ所 52 人 (779 人日)	2カ所 53 人 (794 人日)
②確保の内容 (実利用人数)	2カ所 83 人 (1,244 人日)	2カ所 81 人日 (1,214 人日)	2カ所 77 人日 (1,154 人日)	2カ所 72 人日 (1,079 人日)	2カ所 68 人日 (1,019 人日)

## 10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、保育所や病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

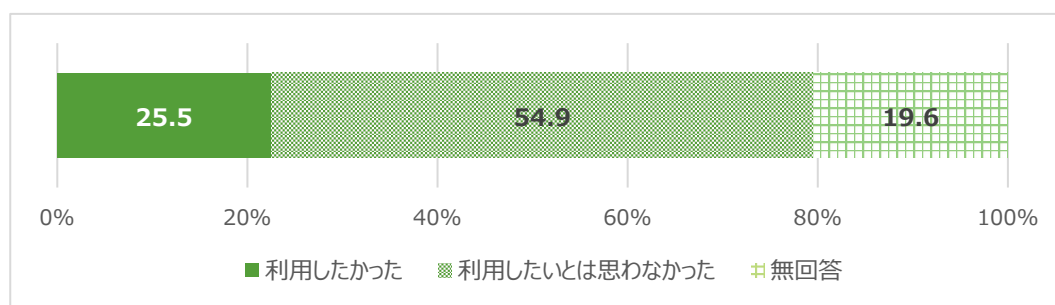
### ①現状

現在、当別ファミリー・サポート・システムにおいて、病児・病後児を預かる事業を実施しております。ニーズ調査では、未就学の児童においては、この 1 年間で子どもが病気の際、母親の 40.7%、父親の 16.8%が仕事を休んで見ており、そのうちの 25.5%は、病児・病後児保育の利用を希望しています。

◆子どもが病気の際のこの1年間の対応について（未就学児童のうち病気等で認定こども園等を休んだと回答した方のみ）

	回数	%
父親が仕事などを休んだ	19	16.8
母親が仕事などを休んだ	46	40.7
(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	23	20.3
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	19	16.8
病児・病後児の保育を利用した	2	1.8
ベビーシッターを利用した	0	0
当別町ファミリーサポートシステムを利用した	0	0
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0	0
その他	3	2.7
無回答	1	0.9
合 計	113	100

◆病児・病後児保育の利用希望（父親か母親が仕事を休んだと回答した方のみ）



資料：当別町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書（令和元年7月）

「利用者数の推移」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数の推移 (実利用人数)	ファミサポ 病児対応 1 件	0 人	0 人	0 人

②量の見込みと確保方策

ニーズ量は、当別ファミリー・サポート・システムによる対応で充足させることが可能であり、現行体制を維持することを基本とし対応します。

なお、就労している保護者が安心して子育てができる環境整備に向け、より充実が図られるよう検討していきます。

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(年間)	19 人日	18 人日	5 人日	5 人日	5 人日
②確保の内容 (病児・病後児保育事業)	0 力所	0 力所	0 力所	0 力所	0 力所
②確保の内容 (ファミリー・サポート・センター)	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日

## 11 放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）

放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）は、保護者が就労等により昼間家庭にいないなど留守家庭の小学生に対して、学校の余裕教室などで放課後に適切な遊び・生活の場を確保し、その健全育成を図る事業です。

### ①現状

当別町における放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）は、現在2カ所で利用対象を小学6年生までとし、運営しております。

クラブ名	所在地	開設時間
当別子どもプレイハウス	元町(当別小学校内)	・平日(月～金曜日) 放課後～18:00(延長 18:00～19:00) ・土曜日、長期休業日(春・夏・冬休み) 学校休業日(行事等の振替休日) 8:00～18:00(延長 18:00～19:00)
西当別子どもプレイハウス	太美町(西当別小学校内)	

※当別子どもプレイハウスは令和4年度開校（予定）の義務教育学校内に移転されます。

利用者数については毎年おおむね横ばいであり、平成31年度は111人の利用となっています。

### 「利用者数の推移」

子どもプレイハウス利用者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年生	45	43	24	28	34
2年生	38	37	45	28	27
3年生	29	31	27	30	21
4年生	14	4	10	14	22
5年生	4	3	2	5	3
6年生	0	1	2	1	4
合計	130	119	110	106	111

### ②量の見込みと確保方策

ニーズ量は、当別子どもプレイハウス、西当別子どもプレイハウスによる利用可能人数と今後の利用見込みを比較しても、現行体制により対応可能であることから、適切な指導員数を配置した中で現行体制を維持していきます。

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

量の見込みと確保方策(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	33	39	—	—	—
量の見込み(2年生)	26	23	—	—	—
量の見込み(3年生)	21	19	—	—	—
量の見込み(4年生)	15	15	—	—	—
量の見込み(5年生)	7	5	—	—	—
量の見込み(6年生)	2	1	—	—	—
①量の見込み合計	104	102	130	130	121
②確保の内容	200	200	200	200	200

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用や子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園（私学助成幼稚園）の給食費（副食費）を助成する事業です。利用する幼稚園等により不平等が生じないように、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用に係る低所得世帯の副食費の補足給付については継続実施します。

また、生活保護世帯に対する教材費や行事費等の補足給付事業については、給食費（主食費）の補足給付と合わせ実施します。

### ①量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2人	2人	1人	1人	1人
②確保の内容	2人	2人	2人	2人	2人

## 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規事業者に対しては、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、などの支援を行う事業及び、健康面・発達面などにおいて特別な支援が必要な子どもを町内認定こども園で受け入れるための職員加配の促進などを行う事業です。

新規事業者に対する相談・支援については、地域ニーズ等を踏まえ必要に応じて検討します。また、特別な支援が必要な子どもの町内認定こども園での受け入れ促進については、引き続き子どもの健やかな成長を目指し実施します。

### ①量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6人	6人	8人	8人	8人
②確保の内容	6人	6人	8人	8人	8人